

文京学院大学大学院学則(案)

第 1 章 総 則

(趣旨・目的)

第 1 条 この学則は、文京学院大学学則（以下「学則」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、文京学院大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定める。

2 大学院は、「自立と共生」の建学の精神に則り、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うに当たっての項目ならびに実施体制等については、別に定める。

(人材養成)

第 3 条 大学院設置基準の趣旨に沿い、各研究科において以下の人材養成を目指す。

研究科	専攻	目標とする人材
経営学研究科	経営学専攻	ビジネス・マネジメントコース 高い経営能力をもった上級管理職、高度な専門職業人および新しいビジネスの創造を目指す人材の養成 コンテンツ・マネジメントコース コンテンツを生み出すクリエイターとビジネス市場の橋渡しをするコンテンツプロデューサーを目指す人材の養成 税務マネジメントコース 理論と実務を架橋できる研究者や高度な専門職業人および戦略的思考をもった上級管理職の養成
人間学研究科	人間学専攻 心理学専攻	保育・福祉領域の現在直面している諸問題や将来あるべき諸制度・方法に関する研究を通じて研究者の養成ならびに専門職業人の養成を目的とする。 心理学の基本的領域の問題に対して理論的研究を深化させ、それに基づいた実践的かつ臨床的領域における研究者ならびに専門職業人の養成を目的とする。
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	高度の英語力、IT 技能、専門分野の知識をバランスよくあわせもつ専門的職業人の育成を目指す。 ・国際機関、国際企業、国際協力・貢献 NGO などで活躍できる人材 ・異文化理解の増進に貢献しうる人材 ・国際語としての英語が使える日本人を効率的に養成できる教員
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	保健医療領域での多職種チームによる多角的なアプローチを統括できる人材の育成を目指す。そのために理学療法士、作業療法士、臨床検査技師等の有資格者に対して、より高

		度な専門的知識および技術を教授し、医療技術分野を学術的・理論的に研究し科学的にとらえられる研究者ならびに高度専門職業人の養成を目的とする。
看護学研究科	看護学専攻	看護師、保健師、助産師等の有資格者に対して、さらに高度な専門的技術を教授するとともに、高度な看護学の知識を教授し、看護実践を科学的にとらえて学術的、理論的に研究していこうとするものである。

第2章 基本組織

(研究科、専攻、課程および学生定員)

第4条 本大学院に設置する研究科、専攻、課程および学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	30名	60名
人間学研究科	人間学専攻	修士課程	10名	20名
	心理学専攻	修士課程	20名	40名
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	修士課程	10名	20名
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	修士課程	20名	40名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	10名	20名

- 2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 3 本大学院においては、社会人学生の利便を図るため、大学院教育の一部を本校以外の場所で行うことができる。

第3章 教員組織

(教員)

第5条 本大学院研究科に、教授、准教授、助教を置く。

- 2 研究指導を担当する教員は、「指導教員」と称する。

第4章 運営組織

(大学運営会議)

第6条 大学運営会議に関する事項は、学則第4章に定めるところによる。

(研究科委員会)

第7条 各研究科に、研究科の重要事項を審議決定するため研究科委員会を必ず置く。

- 2 研究科委員会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して意見を述べる機関である。
- 3 研究科委員会については、別に定める。

(研究科委員長)

第8条 各研究科に、研究科委員長を置く。

- 2 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 3 研究科委員長は、「大学組織職務権限規程」第9条第3項に基づき、当該大学院研究科担当の教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 4 研究科委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。

(研究科委員会の組織)

第9条 研究科委員会は、当該研究科の授業および研究指導を担当する教授、授業のみを担当する教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会に准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 学長、副学長および事務局長は、研究科委員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 研究科委員会の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第10条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- 1) 学生の入学、転入学、転学、休学、留学、退学、再入学、除籍、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 学長が定める事項

※「学校教育法第93条2項3号の学長が定める事項」については、別途学長裁定規程として定める。

- 2 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長等（学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長）から求められた場合、意見を述べる。
 - 1) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
 - 2) 大学院学生団体および学生の生活指導に関する事項
 - 3) 大学院学生の賞罰に関する事項
 - 4) その他教育研究に関する事項

第5章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第11条 本大学院の標準修業年限は2年とする。

- 2 大学院学生は、指導教員および研究科委員長を経て、学長の許可を受け、4年まで延長することができる。
- 3 本大学院では、学生の多様な学習動機・目的に応えるため、社会人を対象に標準在籍1年の学生を受け入れることがある。1年在籍修了生については、別に定める。

(在学年限)

第12条 本大学院の学生は、4年を超えて在学することができない。

第6章 学 年、学 期、および休業日

(学年・学期・休業日)

第13条 学年、学期および休業日については、文京学院大学学則第7章の規程を準用する。

第7章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第14条 本大学院経営学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとす

- る。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 経営学研究科経営学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 2 本大学院人間学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 人間学研究科人間学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
 - (3) 人間学研究科人間学専攻保育学コースにおいては、幼稚園教諭専修免許状を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表の通りとする。
 - (4) 人間学研究科心理学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 3 本大学院外国語学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
 - (2) 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻においては、中学校・高等学校教諭専修免許(英語)を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表の通りとする。
- 4 本大学院保健医療科学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 保健医療科学研究科保健医療科学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 5 本大学院看護学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 看護学研究科看護学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、30単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 6 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

第8章 課程修了の要件等

(履修の認定)

第15条 各授業科目の履修の認定は、試験または研究報告等により、授業科目担当教員が学期末または学年末に行う。

(科目等履修生が履修した単位の認定)

第16条 大学院生が、本学大学院研究科の科目等履修生として履修した科目について、10単位を限度として、当該研究科において修得した単位とみなす。

(他の大学院等における修学および留学)

第17条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議のうえ、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により履修した他の大学院の授業科目について修得した単位は、8単位を限度として、本大学院の研究科において修得した単位とみなす。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 大学院学生が他の大学院、または高度の水準を有する研究所において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等と協議のうえ、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の研究科において受けた研究指導とみなす。

(外国の大学院等における修学および留学)

第19条 大学院学生が、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関等において修学することが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該外国の大学院等と協議の上、大学院学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により留学した期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定により留学して得た修学の成果は、8単位を超えない範囲で本大学院において修得した単位または受けた研究指導とする。

4 前項により付与することができる単位数は、第17条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて8単位を超えないものとする。

(成績評価)

第20条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 評価の基準を次のようにする。

秀 90～100点

優 80～89点

良 70～79点

可 60～69点

不可 59点以下

(修了)

第21条 経営学研究科経営学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 人間学研究科人間学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 人間学研究科心理学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行

う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。
- 6 看護学研究科看護学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。
- 7 本条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の審査および最終試験)

- 第22条 修士論文の審査は、指導教員を含め、研究科委員会で選定する3名の教員が行うものとする。ただし、必要があるときは、他の大学院等所属の教員等の意見を聞くことができる。
- 2 最終試験は、修士論文の審査が終わった後に、修士論文を中心として、これに関連ある科目について行う。
 - 3 最終試験は、筆記および口頭により行うものとする。

第9章 学 位

(学位の授与)

- 第23条 修士論文の審査および最終試験に合格し、第21条に定める修了の要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 2 学長は、修了を認定した者に対して、次の区分により修士の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	学位
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	修士(経営学)
人間学研究科	人間学専攻	修士課程	修士(人間学)
	心理学専攻	修士課程	修士(心理学)
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	修士課程	修士(英語コミュニケーション)
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	修士課程	修士(保健医療科学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)

- 3 その他、学位に関する事項は、別に定める学位規程による。

第10章 入学、休学、転入学、転学、再入学、退学および除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条2項3号の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22才以上の者

(入学出願手続)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の入学願書
- (2) 卒業または卒業見込証明書、もしくはその他入学資格を証明する書類
- (3) 出身校の成績証明書

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、次の方法によって選考を行う。試験科目等詳細については別に定める。

- (1) 一般試験入学（筆記および口述による学力試験による選考）
- (2) 社会人入学（学力試験を課さず、一定の職歴と口述試験による選考）
- (3) 文京学院大学経営学部および外国語学部の飛び級制度による入学（学力試験を課さず、口述試験による選考）

(入学手続)

第28条 前条の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続をしなければならない。

(入学許可)

第29条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第30条 疾病その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1ケ年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続きさらに1ケ年以内の休学を許可することがある。また、休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間満了の場合または休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学の期間は、第12条の在学年限に算入しない。

(転入学)

第31条 学長は、他の大学院に在学する者が、本大学院に転入学を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

- 2 前項に関して、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(転学)

第32条 他の大学院に転学を志願する者は、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第33条 第34条の規定により、退学を許可されたもので、同一専攻に再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 第35条各号の規定により、除籍された者で、同一専攻に志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可する場合がある。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学長は大学院学生が病気その他の事由で成業の見込みが無いと認めたときは、退学を命ずることがある。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第12条に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (3) 休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第11章 検定料、入学金、授業料 等

(検定料等の金額)

第36条 本大学院の検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費および演習費は、別表のとおりとする。1年修了の場合の特別研究指導費については、別表備考のとおりとする。本大学院を修了した者が他の研究科、専攻またはコース等に再入学した場合には、入学金および施設費を免除する。

2 第28条の規定に基づき本学に入学を許可された者が納める学費は、原則として当該者の属する年次の在学者に係わる学費と同額とする。ただし、検定料および入学金は、入学する年度の学則に定められた額とする。また、施設費および文京学院大学を卒業した者の入学金は、入学年次により別表のとおり一部免除する。

(授業料等の納入)

第37条 授業料、維持管理費および演習費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。

前期 4月30日まで 後期 10月31日まで

2 入学金および施設費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、当該期開始前に休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、前期の全期間または後期の全期間を休学したときは、その期の授業料、演習費を免除する。

2 期の途中、前期においては6月30日(休日の場合はその前日)、後期においては12月27日(休日の場合はその前日)までに休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、その学期について納入すべき授業料および演習費の2分の1を減額する。

3 前項の手続きについては、研究科委員会の審議決定を踏まえ、学長の許可の基に行う。

(退学、停学等の場合の授業料等)

第39条 前期または後期の途中で退学もしくは転学した者については、当該期分の授業料、維持管理費および演習費を、納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料、維持管理費および演習費は、納入しなければならない。

(納入した検定料等)

第40条 納入した検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費および演習費は、返還しない。
ただし、本学則第38条に規定する休学の場合の授業料等については、既に納付された授業料等をその全額または2分の1を返還する。

第12章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、長期履修学生

(科目等履修生)

第41条 本大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 本大学院所定の授業科目中、その1科目の聴講を願い出る者があるときは、当該授業に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生として、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、授業および研究に支障がない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第45条 看護学研究科長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(賞 罰)

第46条 大学院学生の賞罰は、文京学院大学学則第14章の規程を準用する。この場合において「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第14章 スポーツマネジメント研究所

(スポーツマネジメント研究所)

第47条 本大学院にスポーツマネジメント研究所を置く。

2 スポーツマネジメント研究所に関する事項は、別に定める。

第15章 改 正

(改 正)

第48条 本学則の改定は、研究科委員会および大学運営会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年以前の入学者については、入学年度の学則による。

大学院学則第 14 条第 5 項別表] 授業科目の種類および単位数
(看護学研究科看護学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			
		必修	選択必修	選択	
共通科目	看護研究方法論Ⅰ	2			
	看護研究方法論Ⅱ	2			
	看護実践教育論	2			
	看護倫理	2			
	ヘルスプロモーションと健康教育		2		
	家族看護論		2		
	看護システム論			2	
	看護理論			2	
	フィジカルアセスメント			2	
	病態生理学			2	
	看護管理			1	
	コンサルテーション論			2	
専門教育科目	生活支援看護学総論	1			
	療養生活	療養生活支援看護学特論		2	
		療養生活支援看護学演習Ⅰ		1	
		療養生活支援看護学演習Ⅱ		1	
		療養生活支援看護学実習		2	
	健康生活	健康生活支援看護学特論		2	
		健康生活支援看護学演習Ⅰ		1	
		健康生活支援看護学演習Ⅱ		1	
健康生活支援看護学実習			2		
特別研究	特別研究	8			

※ 修了要件は、本研究科に2年以上在学し、30単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

※ 履修方法は、共通科目において必修科目8単位、選択必修科目2単位、選択科目5単位以上、専門教育科目において必修科目1単位、療養生活領域あるいは健康生活領域いずれか主たる領域の選択必修科目6単位、特別研究8単位を含めて30単位以上を修得する。

[大学院学則 第36条第1項別表]

区 分		
検定料		35,000円
入学金		200,000円
授業料 (年額)	第1年次	632,000円
	第2年次	638,000円
施設費	第1年次	100,000円
維持管理費 (年額)		80,000円
演習費 (年額)	経営学研究科	50,000円
	人間学研究科 人間学専攻	100,000円
	人間学研究科 心理学専攻	100,000円
	外国語学研究科 英語コミュニケーション専攻	50,000円
	保健医療科学研究科 保健医療科学専攻	100,000円
	看護学研究科 看護学専攻	100,000円

1. 標準修業年限をこえて修業する場合の授業料については、履修登録する科目の1単位について20,000円を納付するものとする。維持管理費、演習費については、半年で卒業となるときは2年次の設定額の半額をもって足るものとする。1年間の在学を要するときは、2年次の設定額と同額とする。4年次以降も同様の扱いとする
2. 優れた業績を上げ1年で修了を認められた者、1年在籍学生で修了を認められた者については、特別研究指導費として、300,000円を納入するものとする。
3. 1年在籍修了予定学生が修了を認められず、2年目の在籍に及ぶ場合は上記の表による学納金とする。
4. 経営学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
5. 人間学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
6. 外国語学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
7. 看護学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
8. 同一研究科・同一専攻の再受験を志願する場合の検定料は、10,000円とする。
9. 科目等履修生の登録料は10,000円、受講料は1単位について15,000円とする。
10. 聴講生の登録料は10,000円、受講料は1単位について7,500円とする。
11. 大学院学則第23条第1項第5号に規定した入学資格に関する審査料は、無料とする。
12. 内部特別選考で応募する本学在学生の検定料は、10,000円とする。

[大学院学則第36条第1項および第2項別表]

一部免除対象学費	免 除 額
施設費	2年次入学は所定の額の2分の1
文京学院大学卒業者の入学金・施設費	入学金は所定の額の2分の1 施設費は全学免除

研究科委員会規程

(趣 旨)

- 第 1 条 本規程は、文京学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 8 条第 4 項に基づき、研究科委員会に関する事項を定める。
- 2 大学院担当の非常勤講師、特任教員、客員教授等の任用に関しては、別に定める「非常勤講師等任用人事委員会規程」に基づくものとする。

(組 織)

- 第 2 条 研究科委員会は、当該研究科の授業および研究指導を担当する指導教員、授業のみを担当する教員をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会に教員以外の職員を加えることができる。
- 3 学長、副学長および統括ディレクター、キャンパスディレクターは、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 研究科委員長は、留学、出張、その他の理由により長期（1ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。

(審議事項)

- 第 3 条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。
- 1) 学生の入学、転入学、転学、休学、留学、退学、再入学、除籍、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 学長が定める事項
- ※「学校教育法第 9 3 条 2 項 3 号の学長が定める事項」については、別途学長裁定規程として定める。
- 2 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長等（学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長）から求められた場合、意見を述べる。
- 1) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
- 2) 大学院学生団体および学生の生活指導に関する事項
- 3) 大学院学生の賞罰に関する事項
- 4) その他教育研究に関する事項
- 3 研究科委員会の議案は研究科委員長が研究科委員会に提出する。

(教員の人事)

- 第 4 条 大学院学則第 9 条第 4 号については、教員人事委員会に付託し、本規定第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて組織する研究科委員会において教員の教育研究業績について審議する。

(定足数と議決方法)

- 第 5 条 研究科委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、教員人事に関する重要事項については、指導教授の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。
- 2 研究科委員会の議決は、出席構成員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、教員人事に関する重要事項については、出席指導教授の 3 分

の2以上によるものとする。

3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

(緊急の処置)

第6条 緊急を要する事項については、研究科委員長は、学長にはかり、適宜これを処理し、直後の研究科委員会において報告するものとする。

(委員会等の設置)

第7条 研究科委員会は、必要に応じ、委員会等を設けることができる。

2 委員会等については、別に定める。

(報告)

第8条 研究科委員会の審議結果は、研究科委員長が学長に報告し、意見を述べるものとする。

(議事録)

第9条 研究科委員長は、研究科委員会の審議事項について議事録を作成し、次の研究科委員会に報告し、保管するものとする。

2 議事録への署名人は、研究科委員長のほか、指導教授2名とする。

3 委員会に付託した議事が含まれる場合の議事録には、その委員長の署名を要する。

(庶務)

第10条 研究科委員会に関する事務は、大学院担当事務局が行う。

(改正)

第11条 本規程の改正は、研究科委員会及び大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。